中国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査結果 (2025 年度第2回)

1. 調查期間

2025年8月20日~2025年9月20日

2. 調査対象:

中国国家知識產権局商標局 中国商標網

3. 調査結果

中国における日本の都道府県及び政令指定都市の名称並びに地域団体商標及び地理的表示に係る登録産品名の商標出願又は登録状況は以下のとおり。

※検索方法及び調査報告の対象は末尾参照。

※公告、異議申立て、査定不服審判中の案件は、出願中として扱う。

前回調査から新たに確認されたもの(出願又は登録件数が増えたものを含む。)については、太字かつ下線で表している。

なお、調査に際しては正確を期すよう努めているが、中国国家知識産権局商標局のデータベースの更新等により過去の調査時では把握できなかったものが確認される場合がある 点に留意いただきたい。

(1) 都道府県

- ① 中国等外国企業・個人による出願・登録
 - i. 商標登録されている都道府県名:

青森、岩手、宮城、秋田、<u>山形</u>、福島、<u>群馬</u>、埼玉、<u>千葉</u>、神奈川、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、<u>岡山</u>、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、大分、宮崎

ii. 商標出願されている都道府県名:

北海道、青森、<u>秋田</u>、山形、<u>群馬</u>、千葉、<u>東京</u>、神奈川、富山、石川、<u>福井</u>、<u>長野</u>、 三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、<u>広島</u>、山口、徳島、<u>愛媛</u>、佐 賀、長崎、熊本、冲绳

- ② 都道府県による出願・登録
 - i. 商標登録されている都道府県名:

島根、愛媛

ii. 商標出願されている都道府県名:

なし

- ③ 日本企業・個人等による出願・登録
 - i. 商標登録されている都道府県名:

福島、愛知、京都、奈良、岡山、佐賀

ii. 商標出願されている都道府県名:

京都

(2) 政令指定都市

- ※都道府県名と同一であるものは含まない(再掲せず)
 - ① 中国等外国企業・個人による出願・登録
 - i. 商標登録されている政令指定都市名:

川崎、相模原、横浜、浜松、名古屋、堺、神戸、北九州

ii. 商標出願されている政令指定都市名:

仙台、川崎、横浜、名古屋、神戸

- ② 政令指定都市による出願・登録
 - i. 商標登録されている政令指定都市名:

なし

ii. 商標出願されている政令指定都市名:

なし

- ③ 日本企業・個人等による出願・登録
 - i. 商標登録されている政令指定都市名:

札幌、川崎、浜松、堺、神戸

ii. 商標出願されている政令指定都市名:

なし

(3) 地域団体商標

① 中国等外国企業・個人による出願・登録:

「南部鉄器」(登録:11類/20類/21類/35類)

「笠間焼」(登録:35類、出願中:21類)

「草津温泉」(登録:3類)

「TOMIOKA SILK」(登録:3 類/22 類/23 類/24 類)

「富岡シルク」(登録:22類/23類/24類)

「狭山茶」(登録:43類)

「多古米」(登録:1類)

「江戸切子」(出願中: 21 類/32 類/33 類)

「とやま牛」(登録:29類/30類) ※「富山牛/FU SHAN NIU」での登録

「高岡漆器」(出願中:20類)

「九谷焼」(登録:5類/8類/9類/29類/30類/32類/43類)

「越前焼」(登録:11類/21類)

「市田柿」(登録:35類)

「木曽漆器」(登録:20類)※「木曽漆器」での登録

「美濃焼」(登録:16類/11類/21類/24類/25類、出願中:21類)

「飛騨牛」(登録:25類/43類)※「飞弾牛」での登録

「美濃和紙」(登録:25類)

「熱海温泉」(登録:3類/31類/36類)

「常滑焼」(登録:21類/35類)

「三河木綿」(登録:24類)※「三河木棉」での登録

「西尾の抹茶」(登録: 25 類/35 類/43 類) ※「西尾抹茶」での登録

「湯の山温泉」(登録:1類/2類/3類/4類/5類/6類/7類/8類/9類/10類/11類/12類

/13 類/14 類/15 類/16 類/17 類/18 類/19 類/20 類/21 類/22 類/23 類/24 類/25 類

/26 類/27 類/28 類/29 類/30 類/31 類/32 類/34 類/35 類/36 類/37 類/38 類/39 類

/40 類/41 類/42 類/43 類/44 類/45 類) ※「湯山温泉/汤山温泉」での登録

「近江牛」(登録:35類/43類)

「信楽焼」(登録:30類/32類/35類/43類)

「京くみひも」(登録:35類)※「京丝帯」での登録

「京扇子」(登録:3類/16類/25類/33類/35類)

「京の伝統野菜」(登録:3類)※「京野菜」での登録

「京焼・清水焼」(登録:11類/30類/35類)※「京焼」「清水焼」での登録

「北山杉」(登録:24 類/25 類)

「京七宝」(出願中:5類)

「京染」(登録:3類/5類/25類)

「宇治玉露」(登録:33類)

「宇治抹茶」(登録: 29類/34類/43類)

「堺刃物」(登録:35類) 「明石鯛」(登録:33類)

「三田牛」(登録:1類/30類/35類/43類)

「神戸牛」(出願中:29類) 「有馬温泉」(登録:3類)

「三朝温泉」(登録:3類) 「岡山白桃」(登録:29類)

「千屋牛」(出願中:29類)

「備前焼」(登録:11類/35類)

「なると金時」(登録:29類/30類/32類/35類、出願中:31類)※「鸣门金时」での

出願•登録

「小石原焼」(登録:21類)

「上野焼」(登録:29類)

「波佐見焼」(登録:3類/11類)

「小鹿田焼」(登録:3類/8類/20類/21類/24類/27類/33類/35類/40類)

「中津からあげ」(登録:43類)※「中津唐揚」での登録

② 日本企業・個人による出願・登録:

「嶽きみ」(登録:31 類 個人の出願)※「嶽玉米」での登録

「江戸切子」(登録:9類 企業の出願)

「加茂桐箪笥」(登録:20類 団体の出願)

「加賀みそ」(登録:30 類 企業の出願)※「加賀味噌」での登録

「輪島塗」(登録:16類 企業の出願)

「宇治茶」(登録:30類 企業の出願)

「北山杉」(登録:19類 団体の出願)

「播州針」(登録:28類 企業の出願)※「播州針/THE BANSHU HOOKS」での登録

「道後温泉」(登録:32 類/33 類 企業の出願)

「大島石」(登録:19 類 企業の出願)※「大島石/OOSHIMAISHI」での登録

「博多織」(登録:24類 企業の出願)

「小倉織」(登録:24類 企業の出願)

「波佐見焼」(登録:21類/35類 企業の出願)

「知覧茶」(登録:30類 企業の出願)

③ 権利者が関与した出願・登録:

「十勝川西長いも」(登録:31類)

「大雪旭岳源水」(登録:32類)

「南部鉄器」(登録:21類)

「会津本郷焼」(出願中:16類/21類/35類/40類)

「高崎だるま」(登録:28類)

「高岡銅器」(登録:6類/21類)

「能登大納言」(登録:31類)

「飛騨の家具」(登録:20類)※「飛騨家具/Hida Kagu」での登録

「飛騨・高山の家具」(登録:20類)※「飛騨高山家具/Hida Takayama Kagu」で

の登録

「関の刃物」(登録:8類)

「常滑焼」(登録:11類)

「信楽焼」(登録:11類/19類/20類)

「京石工芸品」(登録:19類)

「北山丸太」(登録:19類)

「京石塔」(登録:19類)

「京焼・清水焼」(登録:21類)※「京焼」「清水焼」での登録

「堺刃物」(登録:8類)

「堺打刃物」(登録:8類)

「豊岡鞄」(登録:18類)

「但馬ビーフ」(登録:29類)

「但馬牛」(登録:29類)

「庵治石」(登録:19類)

「今治タオル」(登録:24類)

「宇和島じゃこ天」(登録:29類)

「大川家具」(登録:20類)

「日田梨」(登録:31類)

「本場奄美大島紬」(登録:24類)

「枕崎鰹節」(登録:29類/30類)

(4)農林水産物等の地理的表示

※地域団体商標と名称が同一であるものは含まない(再掲せず)

① 中国等外国企業・個人による出願・登録:

「八丁味噌」 (登録:30類) ※「八丁味噌/Haccho Miso」での登録

「西わらび」(登録:25類)※「XIJUE/西蕨」での登録

② 日本企業・個人による出願・登録:

「OMI BEEF」(登録:29類)

③ 登録生産者団体が関与した出願・登録:

「夕張メロン」 (登録:30類/31類)

「加賀丸いも」(登録:31類)

「能登志賀ころ柿」(登録:29類)※「NOTO-SHIKA KOROGAKI」での登録

「檜山海参」(登録:29類)※「檜山海参 HIYAMA HAISHEN」での登録

「揖保乃糸」(登録:30類/43類)

(5)酒類の地理的表示

※都道府県名又は政令指定都市名と同一のものは含まない(再掲せず)

① 中国等外国企業・個人による出願・登録:

「壱岐」(登録:30類/31類/32類/35類/36類/43類/44類)

「球磨」(登録:30類)

「薩摩」(登録:5類/7類/9類/18類/19類/20類/21類/28類/35類/41類)

「白山」(登録:1類/5類/7類/9類/18類/22類/35類/41類)※「白山」、「白山

BAISHAN」での登録

「灘五郷」(登録:35類)

「はりま」(登録:3類/7類/9類/10類/21類)※「播磨Bomo」、「播磨」での出

願•登録

「萩」(登録:33類/35類/42類)

「伊丹」(登録:11類/30類)

「喜多方」(登録:1類/3類/4類/5類/7類/8類/9類/11類/12類/14類/16類/18類/20類/21類/22類/24類/26類/27類/28類/29類/30類/31類/35類/41類/42類/43類)

② 日本企業・個人による出願・登録:

「はりま」(登録:1類/2類/4類/30類)※「播磨」での登録

③ 管理機関が関与した出願・登録:

「薩摩」(登録: 29 類/35 類/43 類)

【本調査における検索の方法及び調査報告の対象】

- 1. 都道府県名・政令指定都市名について
- (1) 検索方法
- ①検索要素(检索要素)の項目に各都道府県名・政令指定都市名を簡体字に変換し検索。

例: 「長」→「长」、「岡」→「冈」、「広」→「广」

②「都」、「府」及び「県」及び「市」の文字は除いて検索。

例: 「東京都」→「東京」(东京)、「札幌市」→「札幌」

③上記②に該当する文字部分をローマ字に変換して検索。

例: 「東京」→「tokyo」、「札幌」→「sapporo」

- (2) 調査対象
- ①調査報告書の対象とするもの
- i) 入力した文字と文字構成上同一(簡体字と繁体字の違いは除く。) のもの。
- ii) 入力した文字にピンイン、ローマ字、ひらがな文字、カタカナ文字を付記・併記しているもの。
- iii)四角や丸等のそれ自体では識別力を有さない単純な図形との組み合わせからなるもの。

例:







- ②調査報告書の対象外とするもの
- i) 入力した文字と異なるもの。
- ii) 入力した文字と他の文字が組み合わされたもの。

例:





iii) 文字が「普通に用いられる方法」で表されていないもの。

例









iv) 識別力を有する図形との組み合せからなるもの。

例:







2. 地域団体商標及び農林水産物等の地理的表示、酒類の地理的表示について

(1) 検索方法

- ①地域団体商標等を簡体字に変換して検索する。
- ②次の語を含む地域団体商標等については、全体での検索に加えて、それらの文字を省い たものも検索する。
 - i)接続語「の」「・」

「飛騨の家具」→「飛騨家具」 例: 「飛騨・高山の家具」→「飛騨高山家具」

ii) 「産」

例: 「一色産うなぎ」→「一色うなぎ」

iii)「名物」「名産」「本場」

例: 「山形名物玉こんにゃく」→「山形玉こんにゃく」、

「京都名産すぐき」→「京都すぐき」、「本場大島紬」→「大島紬」

③ひらがな文字やカタカナ文字を含む地域団体商標等については、当該ひらがな文字等の 意味合いに通じる中国語(簡体字)に変換して検索する。

例: 「みそ」→「味噌」、「レモン」→「柠檬」

(2) 調査対象

- ①調査報告書の対象とするもの
- i) 入力した文字と文字構成上同一(簡体字と繁体字の違いは除く。) のもの。
- ii) 入力した文字にピンイン、ローマ字、ひらがな文字、カタカナ文字を付記・併記して いるもの。
- iii) 地域団体商標等を構成する文字または記号の一部(上記(1)検索方法②に該当する もの)を省略したもの。

例: 「〇〇の××」、「〇〇産〇〇」など

iv)四角や丸等のそれ自体では識別力を有さない単純な図形との組み合わせからなるもの。

例:



- ②調査報告書の対象外とするもの
- i) 入力した文字と異なるもの。

例:



犯州梅

(地域団体商標は「比内地鶏」) (地域団体商標は「紀州梅干」)

ii) 入力した文字と他の文字が組み合わされたもの。

例:

紀州備長炭繊維

(地域団体商標は「紀州備長炭」)

- iii) 地名のみのもの。
- iv) 識別力を有する図形との組み合せからなるもの。

例:





ECHIZEN

